

四街道市特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

四街道市特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和５２年条例第
１８号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第３号中「１０，８００円」を「１２，２００円」に、「１２，８００円」
を「１４，５００円」に、「１１，３００円」を「１２，８００円」に、「８，９００円」
を「１０，１００円」に、「１０，９００円」を「１２，４００円」に、「９，６００円」
を「１０，９００円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。